

! あなたの会社では、どう変わる?

分割基準を誤った申告事例

改正内容

事業所数の
数え方

製造業とは?

Q&A



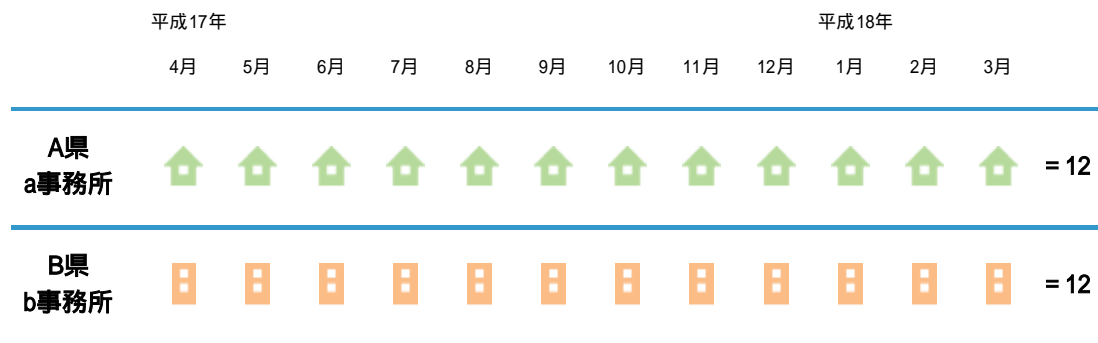
「事務所数」の数え方に注意!

例1

事業年度 平成17年4月1日から平成18年3月31日までA県にa事務所を、B県にb事務所を通年有している。

POINT 4

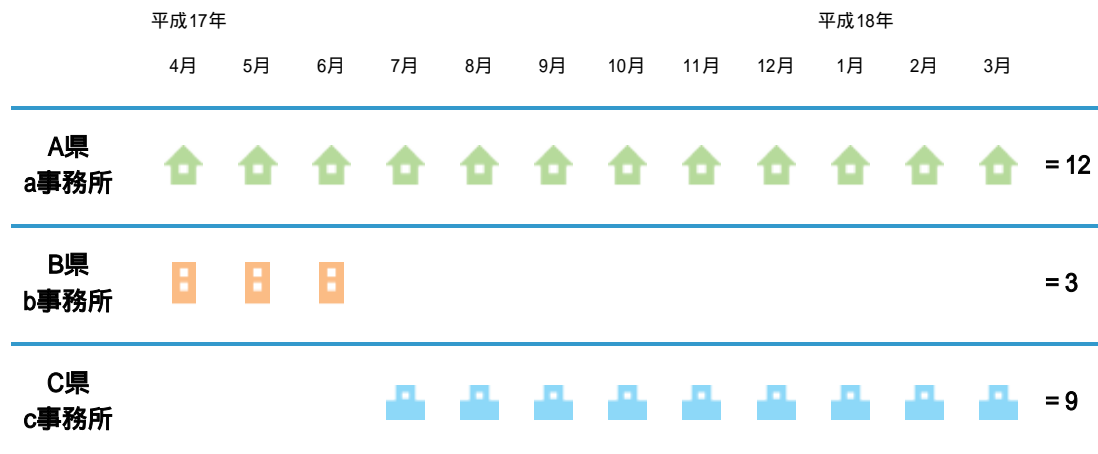
「事務所数」とは、事業年度に属する各月の末日現在における事務所の数を合計した数値をいいます。



A県の事業所数は12、B県の事務所数は12となります。

例2

事業年度 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
B県のb事務所を7月20日に廃止し、C県c事務所に同日移転した。



A県の事務所数は12、B県の事務所数は3、C県の事務所数は9となります。

ご不明な点などがありましたら、お近くの都道府県の税務担当課
または県税事務所などにお問い合わせください。